

令和3年度第3回人権擁護審議会(会議録・要約)

- 日時 令和3年 11 月 15 日(月) 午後2時 00 分～午後3時 50 分
- 場所 市役所東庁舎 3階大会議室
- 出席 出席者 15名 欠席 0名
- 事務局出席者 総務部市民生活局長 人権擁護課長 課長補佐 課長補佐 主幹

開会 人権擁護課長 進行

・資料確認(進行より)

1. 会長あいさつ

2. 資料確認(進行より)

3. 協議事項

○会長

協議事項の方に移らせていただく。

協議事項(1)の「湖南省人権総合計画(案)のパブリックコメントの結果等について」説明を。

○事務局

協議事項(1)の「湖南省人権総合計画(案)のパブリックコメントの結果等について」《当日資料1～4》説明

○会長

パブリックコメント、意見等、対応についてご意見がありましたら、挙手を。

【意見・質問】

○委員

今のパブリックコメントの原案を修正するというのがあったが、前回の原案から今回いただいた最終案で削除されている文言が多い。

例えば 24 ページの 4 行目。前回の素案で書かれていた 2 行ほどが削除されているが、なぜ削除されたのかというふうに感じた。

他にも、27 ページ。社会福祉法の改正による云々というのがあり、四角い枠内に、前回は社会福祉法改正によって重層的な支援を行うと書いてあったがそれも削除されている。その 2 点気が付いた。何で消すのかなと思った。

○事務局

まず 27 ページ、差別に関わる重層的支援体制という文言について、現在、地域福祉計画の改定の策定中で、地域福祉計画の方でも書き込むかどうかの検討をされている。今回の人権の計画に現段階では書き込むことを控えた。24 ページの地域総合センターについては市の方向性が未定の部分があるため、コラムへの記載にとどめた。

○会長

他にご意見ある方は。それではパブリックコメントの対応や、公表については先ほどの説明の方向で進めさせていただく。ご了承のほどお願いします。

続きまして『「湖南省人権総合計画の策定について」の答申内容について』事務局から説明を。

○事務局

『「湖南省人権総合計画の策定について」の答申内容について』《当日資料 4》
について説明

○会長

ただいま事務局から説明があった。答申内容について、何かご意見等あれば、挙手を。

○委員

定義でいうと、地域総合センターに関わって、基本的な方向は確認をしておきたい。湖南省で、隣保館の存続について議論されているように聞いている。地元という定義、運営委員会の役員が地元なのか、被差別地域の役員さんが地元なのか。その代表者が地元なのか。それとも隣保館に支援を要する人々の声を一番大事にして、その人たちのニーズを尊重していくのか、この3つについて定義づけを聞きたい。そうでないと、この計画が一番困っている人の声をしっかり聞いた上で対応してもらえるのかどうか。それが隣保館の基本的な運営のあり方だと思う。そういう意味で、隣保館のありようというのは、一番困っている、声なき声を尊重して、そのニーズに応じていくということが、隣保館の基本的な方向だと思うが、情報を聞いている限りでは不確かな情報なので、事務局に改めて、この3つの点について聞かせていただけたらありがたい。

そうでなければ、この骨子、内容、精神が一番大事なところが置き去りにされたら、非常に信頼関係、市としての信頼関係、委員としての意見を今までいろいろと、私も不満のところがあるが、そんなこと言っていたらいつまで経ってもけりがつかないので、少なくとも最低限、その基本スタンスだけ法律や今までの要綱などそういうものを踏まえて、しっかりと再確認をしたいと思う。よろしく願いしたい。

○会長

今、意見がございました。事務局いかがか。

○事務局

計画の内容等については、最終協議をさせていただいているところで、基本的なスタンスの中で地域総合センターの役割という部分に関して明確にしておくべきだというご意見と判断してよろしいか。

○委員

隣保館そのものの事業の進め方、取り組みの基本的な、中身は抜いて、そのスタンスは国で言っているそういう方向。滋賀県で言っている地域総合センター等運営補助金の要綱などに基づいてやっている。湖南市の地域総合センターの運営の条例など、そういうものを踏まえて、私は事業の基本的なスタンスは、私がさっき3つ示した部分の中で、どういう形で進めようとしているのか、この方針、少なくともその一番困った人、隣保館で一番しんどい人の支援を要する人に寄り添って取りくむということは、一応繋がれると思う。

しかし、情報を聞いているといかがなものかなという感じを、2つ例を出した。一番声なき声、支援を要する人たちの声をしっかり捉えて、対応しようとしていたのか、していこうとしているのか、そのことの確認をしないと、この計画がせっかく立てているのに、そのことを無視して推し進めようとする、この計画とバッティングするのではないか。なので、声なき声はしっかり吸収して、それに寄り添って声なき声の人たちを尊重しながら事業を進めようとしているのかどうかを、再確認した上で、この答申を進めてもらえればありがたいと思う。

ただ、私も100%これを納得はしていないが、そんなこと言っているといつまで経っても、結論が出ないので、少なくともその辺の再確認だけ、委員会でしっかりと確認をしておきたい。これで間違いなければ、そうしていくということで、そういう法律や要綱などを踏まえてやるということの再確認さえ取れたらありがたいと思う。

○事務局

ご意見ありがとうございます。答えにならないかもしれないが、計画の中で不十分なところがあるかと思うが、地域総合センターの在り方はある程度は明記をさせていただいた。

○委員

計画の文言を言っているのではない。スタンスを聞いている。個人的な考え方は、沢山私には言えるが、国の制度など。国の制度というと、隣保館運営要綱に基づいて事業展開。県で

言うとは滋賀県においては、地域総合センター等運営補助金など、そういった要綱に基づいて、声なき声のそういう人たちの、一番しんどい人に身を置いてしっかり賛同して進めましょうという内容。その声なき声なり、一番しんどい人々の声をしっかり捉えて、寄り添って進めていく、ということはこの計画でもしっかり担保されているということの確認をあえてしている。色々と情報が来ているのは、その声なき声の反映や尊重、寄り添いなどができているのかどうか、ということ非常に疑問に感じたので、その辺を市としてぶれないようにその辺だけしっかり、踏まえた上で進めていただきたいということを、あえて確認をしたいということ。何もこの文言をいじってほしいとかではない。

○事務局

この計画が絵に描いた餅にならないようにやってほしいとの意見を以前からお聞きしている。別紙の中の(1)の部分に誰ひとり取り残さないまちづくり等を念頭に置いて、相談支援体制について可能な限り市内全域に広がるよう努めることという文言を案として入れさせていただいている。隣保館はもちろん相談支援体制として大事な機関ではあるが、他の福祉部局の施設、あるいは地域に根ざした施設の中でもこういったことが展開できるのではないかというふうに市でも考えますので、なんとか施設を活用しながら、地域総合センターが今まで培ってきたことが活かせるような展開を市の中でやっていければ良いのではないかと考えている。また詳細については、話していく。

○委員

26の12、14、15も私が多分提起したと思うが、非常に大事なところ。ここは声なき声など、そういう人々にしっかり密着してやって欲しいという、そのことを提起させていただいた。なので、先ほど非常に大事な点だから、その辺をこの文書の視点で挙げていただいているから、このことをしっかり踏まえて、進めさせていただきます。ということで、答弁をいただいたら、委員の方も、この辺の視点は皆、確認できることだと思うので、そのことをあえて事務局から当然このことは踏まえてさせていただきますと、言っていただいたら私はもう質問することはないと思う。

○事務局

理念計画であり、最大限意見を尊重してやっていくことが基本だと考えている。

○委員

基本的な考え方、理念、基本的な考え方に沿ってここに挙げているわけなので、この具体的な中身の政策や制度、時の財政など様々な行政のシステムや事情があるのはわかる。ただ、この3つの報告というのは非常に大事なところが報告されている。そのことの報告については、受け止めてそのことの考え方を尊重して基本的に進めさせていただきます、とこれで

良い。

○事務局

この計画に書いてある法令であったり計画であったり、そういうことも含めて委員の皆様から貴重な意見を頂戴してまとめあげてきた計画で、最大限尊重させていただいて進めていきたいと考えている。

○会長

基本的なスタンスというのは、この計画にのっとった形で進めさせていただきますから、ご了承願いたいということですね。

○委員

先ほど委員がおっしゃったのは、隣保館という具体的な例を出し、人権に対する行政の運用の仕方というものを、確認されたというふうに私は理解をしている。私もその時に思ったのは、この答申案というのは、あくまでもその人権に対する考え方をまとめたもので、資料別紙の裏側の1番、基本理念に基づく3つの方向性云々という、文言のこの1番目が基本だろうと。この基本は、行政なり、その各組織がきちっと動くということが2番目に書いていて、実施状況を把握し、人権擁護審議会への報告を行い、必要に応じて計画を見直す、事業の軌道修正をするなどという文面を付け加えていただいているので、実務的なことはまだ先の話で、この答申案の理念がいかにか時代に合っていて、必要であるとするならば、2番目に書いているように、軌道修正なり見直しなり、対応ができるのだろうなど。ただ一番の理念というのは、そう簡単には変わるわけではないし、変わってもらっては困るわけだから、理念を答申する。運用基準のことは、監視する。監視という言葉がいいのかわからないが、そういう審議。委員会という組織の中で、答申した以上は、見守るというか、そういうことが必要であり、時代に応じて、また新たな考え方、新たな課題、それに対する理念を追加が必要ということもあるかもしれないが、柔軟に対応をしたら良いのではないかと思っている。最終的には会長がおっしゃったまとめ方で十分、了解納得した。

○委員

先の意見と重なるが、ページ2の(3)計画の期間。来年度から10年間の計画また、社会情勢によって必要な限り見直しを行いますとあるが、10年は長すぎ。5年ぐらいが妥当ではないかと。湖南省の総合計画の各計画の中で、おそらく10年後の計画というものはないのではないかと思う。介護保険の策定では、3年だったか、5年だと。なぜこの人権総合計画は10年と長いのか。時代がどんどん進んでいくと思うがその間、見直しが必要であれば、すると但し書きが書いてあるがその辺も10年を5年にすれば良いのではないか。

○事務局

期間に関しては、実施計画は5年というものも多くある。人権擁護課で担当している計画としては、男女共同参画基本計画は10年計画で、5年間での見直し。基本的な理念計画であることから、理念が変わってしまうと、なかなかそれに類する計画の元になるものなのでそちらの方も変えていかなければいけないということもあり、前回の計画を踏襲し10年と提案させていただいた。必要に応じて5年間を目途に見直していくということは検討できる。今まで前回の人権擁護総合計画については、基本的に10年間見直しがなかったというのが実状。人権擁護審議会も開かれていなかったということもあり、反省点である。今回の計画については、人権擁護審議会の委員の方に通年で継続して見守って、チェックしていただく体制にさせていただければと考えている。

○会長

今の返答でよろしいか。いずれにしてもPDCAをまわしていくというこれが基本だと思う。

○委員

通常計画があれば実施計画はしないのか。それなら小分けに前期と後期で整理できると思う。基本的には実施計画は具体的な、これを踏まえて、実施計画というのはこの計画でもある。この計画だけ実施計画がないのはいかがなものか。これはまた、しっかり審議会で議論してもらうように、後でまた言えば良いのでは。これを踏まえて。実施計画は大体3年や5年というケースが多い。5年でも別にいいと思うが、このサイクルの早いものなら3年ぐらいで、やっているような実施計画もある。実施計画をしっかり立てていただければいいと思う。今回は基本計画なので総合計画の基本的なことなので、この計画があって、これに基づいて実施計画を立てるのが通常行政としての、基本的な取り組みだと思う。その辺はそういう方向で進めていただければありがたい。その辺のことを言わんとして、意見を述べられたというように思います。

○事務局

イメージの所に人権総合計画の連携図を書かせていただいているが、他の部署も基本的には事業の実施計画であったり、基本計画であったり様々な計画を立てている。その方向性になるものとして、湖南省の総合計画と人権総合計画がある。具体的な実施計画については、どのようにして良くしていくかということも含めて、人権擁護審議会等でも審議を頂戴したいと考えている。

○委員

16ページ。23行目に取り組みの方向が、人権教育について出ている。行政とか、教職員、

差別事象と、マニュアル確認云々とあるが、学校現場においてはやっぱり人権学習を適切に進めていくことも大事だが、もし差別事象が出たら、人権擁護課なり市教育委員会の方に上げていかないといけない。私は10年間小学校と中学校の評議員だったが、現場の差別事象が本当にあがっているのかと、思うことがある。

それから、47ページ。外国人について。5行目に生活が苦しくなった人への給付金について、多くの相談が外国人市民からありましたと。生活資金は返さないといけない。借りている割合が増えていると思う。20行目。雇止め、派遣切れ。湖南省は全国的に見ても外国人労働者の比率が全国的にみても高い。湖南工業団地があるから。財政的に市は苦しいと思うが、企業が必要で日系の労働者や、技能実習生を低賃金で雇っている。なので、実際に派遣切りや時短勤務に遭って困っている日系の労働者や、ベトナムの方がいる。市は財政的なこともあるから、市だけで全てやれとは言わないが、必要があつて湖南省の企業がやっているわけだから、そういう場合に湖南省の企業は何か対応しなければいけない。だから、ここに書いているが、ただ絵に描いただけで終わってしまったら意味がない。細かすぎるかもしれないが、全体的に問題があるかもしれないが、取り組めていないことが実状。そこをどうするかということが大事。どれだけ意見ならべても意味がない。実際に実施していかないといけないと思う。委員が実施計画云々とおっしゃっていたが、その通りだと思う。

○会長

まだご意見のある方ございませんか。基本的にはこのスタンスというのは、大筋そういう方向でいくと。しかしながら、今、意見がございましたように、具体策をどういう今後の課題としてまとめ上げていくか。それを実施していくか。PDCAをまわしていくか。これに尽きると思う。その辺、舵取りの方を事務局よろしくお願いしたい。他にご意見ございませんでしょうか。ないようですので、基本的に先ほど言いましたように、基本路線はこういうような形で進めさせていただくという形で、皆さんご了承願えますか。

続きましてその他としまして第三次湖南省多文化共生推進プランの策定スケジュールについてご説明をお願いいたします。事務局よろしくお願いいたします。

○事務局

策定スケジュール説明。

○会長

今策定スケジュールについてご説明をお願いしました。何かご意見、ご質問は。スケジュールですので、このような形で進めさせていただくという、そういうふうな形だと思います。

続きまして男女共同参画計画の改訂スケジュールについて説明の方、事務局の方よろしくお願いいたします。

○事務局

改訂スケジュール説明。

○会長

ありがとうございました。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

今の男女共同参画計画のスケジュールで人権擁護審議会が2月と6月に予定されているが、これは何か資料を見せてもらえるのかわからないが、先ほどの委員の最初の質問と繋がるが、今日も「主な変更点」の資料を確認してきたが、先の委員の質問を聞いていると主じゃない変更点があったということになる。審議会で人が集まってしている以上は、そこで変更が行われるか、変更点は、主か主じゃないかとか、大か小かというのは誰が決めるのかという基準の話にもなってくる。今回も、少なくとも変更点のところに、その部分も入れていただきたかった。先の委員の質問を聞いて初めて気づいたが、主じゃない変更点が他にもあるのか、という心配が、答申をこれでいくと言った割には、気づいていなかったところが増えたり減ったり変更していることがあるのかという、どういった基準で減ったり増えたりしているのかというのが、不安になってくる。その辺の部分について、男女共同参画計画の方では、資料を見せていただいて、進めていただきたい。

○会長

ありがとうございます。今、ご意見ございましたように、できるだけ公表した中で意見を共有化した中で、今後また進めていただければなというふうに思う。今は、委員の方からは、言葉足りずだという意見ですので、今後注意していただければなというふうに思う。他に何かございませんでしょうか。

○委員

男女共同参画と多文化共生の計画策定の資料を出して、わけわからないところで了承という、ちょっと何か文書くらい送ってもらえたら少し目を通すことができるので、ホームページ見といてというような横着なやり方せずに、できたら送っておいてもらえたらありがたい。そうでなければ、委員の皆さんは、目も通していないのに委員としての役割が全くなないので、事前に送ってもらえたらありがたい。そうすればパブリックコメントにも、もしくは意見があれば出せると思いますのでよろしくお願ひしたい。

○事務局

多文化共生推進プランについては、パブリックコメントの案がまだ確定していない。本日出せたらよかったが、後日送らせていただく。どうぞご意見の方よろしくお願ひしたい。

男女共同参画計画については、下部の組織で男女共同参画懇話会というものがある。基本的には、懇話会で意見をいただきながら骨子案、素案の策定を進めているところ。諮問機関ではないので、この計画については人権擁護審議会に諮問をさせていただき最終決定いただきたい。またこちらの方も資料を送付させていただく。

○会長

ほかになければ、その他の連絡事項ございませんでしょうか。事務局の方、何かありますか。はいどうぞ。

○委員

情報提供が2点ある。計画の中にも、相談窓口の体制、またインターネットの関係等を入れていただいているので、その関係で滋賀県人権センター、最近、人権相談に関しまして、湖南市の住民の方が結構多く相談がきている。これにも相談体制の充実と書いてあるので、その辺はきちっと対応していただきたい。内容についてはこちらの方で、個人情報の関係がありますので言えないが、コロナワクチンの方にも、湖南市の住民の方からワクチン接種について、今この時期、いろいろな相談が結構来ている。

それと、インターネット上での関係。10月の中頃、県内の被差別部落だが、動画がアップされている。それと、ユーチューブで、県内の被差別部落、改良住宅を見たら、車で通って動画を写し、アップされている。ここ最近、県内に来ているので、もしかしたら湖南市も来る可能性が大きい。そういったところを、地域総合センターなりにも情報提供しながら、注意をしていただくよう、よろしくお願ひしたい。

○事務局

今後のスケジュール説明

○会長

ありがとうございます。今後のスケジュールについて、何かご質問、ご意見ございますか。ないようでしたら、最後にその他の事項についてございませんでしょうか。ないようですので本日の協議事項はすべて終了させていただきました。スムーズな進行にご協力を賜り、ありがとうございます。それでは、事務局の方にお返しをさせていただきます。

○閉会挨拶

(副会長)

1点だけ確認で、計画の中の文言で表記ゆれなどありますので、お任せしていただいてもよろしいですか。内容を変更するわけではございません。

2点目に、この計画は大きな方向性を示すもの。具体的な目標などを設定するのは別途、

事業実施計画、各部署で策定されている計画で、それを導く大きな方向性を示すものが今回の総合計画であると思う。みなさんの議論のおかげでいいものができた。後は、どう具体化していくか、できていないのかどうかを確認しながらどのように実施していくのかということなので、今後の人権擁護審議会で途中経過等報告いただき方向づけられたらいい。この計画が絵に描いた餅にならないように、実現できるように今後も協力をしていきたい。

(事務局)

計画に記載の法律や条例改正の年等について、確認し、変更があるかもしれないのでご了承いただきたい。

閉会